

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月1日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第52号

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例

新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」を「第61条」に改める。

第56条を第61条とし、第55条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第56条 市長は、市営住宅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市営住宅及び共同施設の管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定の手續）

第57条 市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、市営住宅及び共同施設の指定管理者として指定するものとする。

（1） 入居者の市営住宅及び共同施設の平等な使用が確保されること。

（2） 市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者の業務の範囲）

第58条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 市営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務

(2) その他市営住宅及び共同施設の管理上，市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第 5 9 条 指定管理者の役員及び職員は，業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第 6 0 条 指定管理者は，個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は，業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

別表第 4 新津新栄町住宅駐車場の項の前に次のように加える。

関屋大川前住宅駐車場	新潟市関屋大川前 1 丁目	6 , 0 0 0 円
川岸町住宅駐車場	新潟市川岸町 3 丁目	5 , 5 0 0 円
日和山住宅駐車場	新潟市二葉町 3 丁目	4 , 6 0 0 円
稲荷町住宅駐車場	新潟市稲荷町	5 , 5 0 0 円
二葉町住宅駐車場	新潟市二葉町 3 丁目	5 , 5 0 0 円
二葉町第 2 住宅駐車場	新潟市二葉町 3 丁目	5 , 5 0 0 円
内野駅前住宅駐車場	新潟市内野町	4 , 6 0 0 円
小針第 1 住宅駐車場	新潟市小針西 1 丁目	5 , 5 0 0 円
小針第 2 住宅駐車場	新潟市小針西 1 丁目	5 , 5 0 0 円
西湊町通 1 ノ町住宅駐車場	新潟市西湊町通 1 ノ町	6 , 0 0 0 円
西湊町通 2 ノ町住宅駐車場	新潟市西湊町通 2 ノ町	6 , 0 0 0 円
窪田町住宅駐車場	新潟市窪田町 4 丁目	5 , 5 0 0 円
シルバーハウジング早川町 住宅駐車場	新潟市早川町 3 丁目	5 , 5 0 0 円

桃山町第1住宅駐車場	新潟市桃山町1丁目	4,100円
桃山町第2住宅駐車場	新潟市桃山町2丁目	4,100円
秋葉通住宅駐車場	新潟市秋葉通2丁目及び 桃山町2丁目	4,100円
藤見町住宅駐車場	新潟市藤見町1丁目	4,100円
藤見町第1住宅A棟1階駐車場	新潟市藤見町1丁目	6,400円
藤見町第1住宅A棟2階駐車場	新潟市藤見町1丁目	5,700円
藤見町第1住宅B棟駐車場	新潟市藤見町1丁目	4,100円
藤見町第2住宅駐車場	新潟市藤見町1丁目	4,100円
新藤見町住宅駐車場	新潟市藤見町1丁目	4,100円
中山住宅駐車場	新潟市中山4丁目	4,600円
中山住宅第2駐車場	新潟市中山8丁目	4,100円
松浜町住宅駐車場	新潟市松浜5丁目	4,000円
物見山第1住宅駐車場	新潟市物見山2丁目	4,100円
物見山第2住宅駐車場	新潟市物見山1丁目	4,100円
船江町住宅駐車場	新潟市船江町1丁目	4,100円
石山住宅駐車場	新潟市石山団地	4,600円
平和台住宅駐車場	新潟市船江町2丁目	4,000円
曾野木住宅駐車場	新潟市曾野木1丁目	4,000円
曾野木住宅第2駐車場	新潟市曾野木1丁目	4,000円
新石山住宅駐車場	新潟市新石山1丁目, 2 丁目及び3丁目	4,600円
新石山住宅第2駐車場	新潟市石山	4,600円

大山台住宅駐車場

新潟市大山2丁目

4,100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。